

会議要録

会議名	令和3年度第1回八王子市消費生活審議会	
日時	令和3年6月28日（月）午後1時00分～午後3時00分	
場所	学園都市センター第1セミナー室	
出席者氏名	委員	会長 朝日ちさと、副会長 渡邊隆、佐久間志緒里、中根悠貴 吉井悠祐、長谷川薫、百瀬幸夫、赤木省三、清水栄、野崎忠行（敬称略）
	事務局	平野三津雄市民部長、橋本光太郎消費生活センター所長、 奈良貴代課長補佐兼主査、山崎恵美主査、辻清江主任
		オブザーバー 警視庁 八王子警察署 平湯 達也 生活安全課長
議題等	<p>【議事】</p> <p>（1） 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み状況と課題について</p> <p>（2） 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の 計画期間延長による追補（案）について</p> <p>【報告】 今年度の取り組み予定</p>	
公開・非公開の別	（1） 公開決定後公開	
傍聴人の数	0名	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度第1回八王子市消費生活審議会次第 <ol style="list-style-type: none"> 1. 委任の委嘱状の交付 2. 「会長」、「副会長」の選出 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1） 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み状況と課題について （2） 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画 の計画期間延長による追補（案）について 4. 報告 今年度の取り組み予定について 5. 閉会 ・ 資料1 第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票 ・ 資料2 令和2年度実績報告及び課題に対する意見 ・ 資料3 八王子市消費生活審議会委員名簿 ・ 資料4 八王子市消費生活条例施行規則 ・ 資料5 第2期八王子市消費生活基本計画 重要課題の進捗状況 ・ 資料6 第2期消費生活基本計画及び消費者教育推進計画追補（案） ・ 資料7 第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 における令和元年度の取組み実施状況の検証について（意見） 	

会議内容

1 開会

事務局 : これより令和3年度第1回八王子市消費生活審議会を開会します。オブザーバーとして八王子警察署生活安全課長平湯様にご参加いただいております。それでは平野市民部長よりご挨拶させていただきます。

<平野市民部長挨拶>

事務局 : 委員の皆様は、初めての方も、また継続いただく方も6月8日付で、市長から委員の委嘱がされております。市民部長から委嘱状の交付を行いますので、着席のままお待ちください。なお、本日は審議会のみで開催ですが、消費者教育推進会議の参加依頼書も併せてお渡しいたします。

<委嘱状の交付>

<事務局の紹介>

<資料確認>

<音声録音確認>

2 「会長」「副会長」の選出

事務局 : 引き続きまして、審議会の会長・副会長の選出を行います。本審議会は、八王子市消費生活条例を根拠に設置されており、会長・副会長の選出につきましては、資料4の「同条例施行規則」により委員の互選により定めることとしております。選出につきまして皆様のご意見をいただければと思います。

赤木委員 : 会長を朝日委員、副会長を渡邊委員にお願いできればと思います。

事務局 : 只今、会長を朝日委員、副会長を渡邊委員との推薦の発言がございましたが、他の委員にも同意いただけますか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

事務局 : 異議なしの声がありました。つきましては、会長を朝日委員に、副会長を渡邊委員にお願いしたいと思いますが、お二人にはいかがでしょうか。

お二人からも同意をいただきましたので、会長・副会長に選出されたこととさせていただきます。次に、八王子市長に代わり平野市民部長から会長に対してあらためて諮問書が交付されます。

<諮問書交付>

事務局 : それでは、議事に入る前に会長から一言ご挨拶をお願いします。

<会長 挨拶>

事務局 : それでは、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

朝日会長 : それではここから進行します。本日は、委員10名出席いただいております。八王子市消費生活条例施行規則第9条第6項の規定に基づき、審議会は成立しています。次に、次第の「3. 議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本会議は「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に基づき、公開するというところでよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

朝日会長 : 異議なしということで、公開といたします。次に事務局から傍聴者についてご報告を願います。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在傍聴者はおりません。傍聴希望があった場合は入場いたしますので、ご了承ください。

3 議事

朝日会長 : それでは「3議事」に入りたいと思います。本日の議事、(1)第2期八王子市消費生活基

本計画・消費者教育推進計画令和2年度の取り組みと課題について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <事務局説明>

朝日会長 : 事務局の説明が終わりましたので、今のご説明を踏まえまして 今後の施策展開に向けて課題に対する、ご意見やご質疑をお願いいたします。資料1で細かく実績が一覧表示され資料2で課題をまとめてあります。課題の順番でいきます。資料2の重点課題1 消費生活の環境基盤整備、施策の方向1-1 関係機関との連携の強化についてご意見いかがでしょうか。

赤木委員 : 私の所属している団体は消費者団体連絡会に入っています。数値目標となるとより具体的でわかりやすいものですから、消費者団体連絡会に入っていたきたいのですが、連絡会に入ってもらふメリットが明確にないためではないかと思えます。今後SDGsのことになりますと消費者団体のくくりがもう少し大きくなっていくのではないかと思えます。新しい団体に声かけをしていく方法として、市の関連部署や連絡会議から推薦いただいて加入していく方法もあると思えます。実際、政治・宗教に関する団体が入ってくると基本的な理念などを共有していないと運営面を含め現加入団体などが困ってしまう事態も考えられるので、最初から確認してもらうなどをしながら、消費者団体の加入を促進して今の加入団体数よりも拡大していくことが大事だと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。消費者団体連絡会の加入促進が十分行われていないことが課題にありますけれども、PR、加入のメリットの話がありました。対象となる団体も、もう少し広く大きくなることにも意見がありました。入ってくる団体の宗教・政治について、入ってからの活動もあるので事前に確認する意見がありました。3つ目の課題の消費生活フェスティバルの参加できる団体から加入を拡大していくとありますが、事務局の方からもう少し対象を広げることに何か意見ありますかでしょうか。

事務局 : 基本計画の29頁に目標数値がありまして、令和3年度末では8団体となっています。現在は、5団体になるので、まだ目標数には達していないこととなります。連絡会を開くことによって情報交換の場になり、行政だけでは消費生活の啓発は十分でないので、市ではイベントの中で参加している団体に声かけをし勧誘することを考えていましたが、コロナ禍でイベントが中止になり声かけをする機会を失っています。新型コロナの収束が見えてくれば一緒に活動できる仲間を増やしていきたいと考えております。

朝日会長 : 他にお気づきの点はありますかでしょうか。それでは、課題1-2 安心できる市内消費環境づくりに進みます。加盟団体を増やすのが課題となっています。課題1-1と同じ意見ですので、先に進みます。重点課題2 消費者教育に推進、施策の方向2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取組みについての課題についてですがご意見いかがでしょうか。

百瀬委員 : WEB上の消費生活フェスティバルを拝見しまして、ミュージック動画など新しい取組みも見られたようですが、新型コロナがいつまで続くかわからないのでこういった取組みはこれからも続けていただきたいと思えます。オンライン講演会についてですが、ZOOMでやる講演会など多くなっていますので、是非ともやっていただきたいと思えます。提案ですが民生委員の立場から防犯メール等届いて拝見いたしますが、悪徳商法などに対する注意喚起をオンライン上でメール配信を行うと興味深く見てもらえるのではないかと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。直営のイベントからWEB消費生活フェスティバルを実施したことや、オンラインでメールを配信することなど意見がありましたが、事務局の方から消費生活フェスティバルについて何か説明はありますかでしょうか。

事務局 : 今までは、開催日1日限りで実施していましたが、今回、いつでもどこでもだれでも参加できることをコンセプトにWEBで消費生活フェスティバルを実施しました。来場者は今ま

では年齢層が高い人が多かったのですが、今回は幅広い年齢層が参加していただきました。初めての試みでしたので文字が多かったのも、より見やすくするため動画を増やしていくなどさらに工夫をしていく必要があると考えています。

朝日会長 : 見に来てくれる人が多くなってオンラインの良いところが出てよかったと思います。課題としては若年層に向けてターゲットを広げていくことの認識があります。他にご意見ありませんでしょうか。

佐久間委員 : 大規模のイベントもいいが、WEBも対象を広げることとしていいが、お年寄りを使いこなせない。自治会館や公民館など小規模な講演会もよいのではないか。消費に関する講演会はチラシをみても講演会だけでは難しいので、講演だけでなく近隣農家の野菜の直売や地元のお菓子屋さんとか、ベーカリーの移動販売があると来やすいので、講演会プラスアルファがあると良いと思います。

中根委員 : 重点課題 1 に関わらず各所に SNS というワードが出てくるので、伺いたいのですが、一点目は SNS の媒体は Twitter や Facebook、Instagram などあるが、具体的にどんなものを使用しているのか、また公式のアカウントはお持ちでしょうか。二点目は、各 SNS には特色があるので各 SNS の効果の測定、同じ講演会での各 SNS の応募数など把握をしていますか。

事務局 : 消費生活フェスティバルと聞いて、何をやっているのかわからないと思いますので、ネーミングについて工夫が必要かと思えます。また、大きなイベントだけでなく、個々の地域で中小規模の講座講演会を実施する。その時に地元野菜の即売会で食べ残しをしない料理の仕方などをテーマとし、身近なところで消費者が興味を持つことに取り組んでいただく。ただ消費者相談を減らすためだけでなく、持続可能な社会への取り組み、消費者市民社会の実現に向けて市民が自発的に取り組めるように、身近なところからがまず取り組んでいくということは、今後のよいヒントをいただいたと思います。

市の方で取り組む SNS は、Twitter、LINE、Facebook、一部の所管で Instagram を利用しています。公式アカウントについては、消費生活センターとしては取得しておらず、市全体のアカウントを使用しています。広報シティプロモーション課で取得しており、各所管から情報を各 SNS に発信しています。効果測定については消費生活センターとして分析は行っておりません。

朝日会長 : ありがとうございます。いろいろなターゲット、開催方法もいろいろな形で効果を出していく方向についての意見や、WEB の方もいろいろな媒体がありそれぞれ効果を測定することができたりできなかったりの意見がありました。私の方から一つ課題のところに質問があります。複数の他市と協同し自治体間の情報交換とあるのですが具体的には動きがあるのでしょうか。

事務局 : 平成 27 年度に中核市へ移行し平成 30 年度より全国中核市消費者行政協議会に加盟しております。毎年 1 回 2 日間、港区の国民生活センターに集まり、中核市間の意見交換をします。その中で、今年度、長崎市の提案で、予算を出し合って著名の講師を呼んで近隣自治体と連携してオンラインで講演を開催した例があり、中核市としてはどうかと提案がありました。予算の確保が難しい中で、SDGs や成年年齢引下げなどより多くの市民に講演を聞いていただきたいのですが、著名な講師は講師料が高騰しスケジュールもとりにくい状況です。関東は講師の連絡が取りやすいと考えています。全国レベルで考えてネットワークを広げて、オンラインの良さ、時間や場所にとらわれず普段聞けない話を提供できれば良いと思います。こうした試みについてご意見をいただきたいと思えます。

朝日会長 : ありがとうございます。中核市のネットワークを活用できるのは良いと思います。事業のやり方が変わってきて予算の取り方もいろいろ変わってくるのですが、なるべく大きな

効果が得られるように模索しているのがわかります。新しい取組みも模索しているようですが、このような新しい取組みについてご意見はありますでしょうか。

野崎委員 : 町会・自治会連合会は組織の構成年齢が高い。そして先進的なことになじめない。課題のところで、講座や講演会の参加に偏りがある。また、より多くの市民へ、また広域に啓発が進み、自治体間の情報交換にも繋がる。とあるが、町会自治会連合会における立場で地域における小さな行事がありますので、そうゆうところを活用し、より親睦を図っていくのがいいのかなと思います。身近なところに注意をしてやっていただきたい。受ける方も積極的に取り入れていただきたいと思います。

市民部長 : 新型コロナの影響によりデジタル化は加速しています。デジタル化を進めていく中で、デジタルデバイドへの対応は不可欠となります。限られた資源の中で、効果的に対応していくことが重要でありますので、昨年度の検証を踏まえ、よりよい伝達方法及び参加できる方法を模索していきたいと考えます。

吉井委員 : 先ほど、WEB消費生活フェスティバルで広がりがあったとありましたが、新たな試みで良いと思いますが、一方閲覧をした方の属性、具体的にはどれくらいの年代の人が見たとかわかりますか。

事務局 : 閲覧の件数につきましてはカウンターがあり、どのページを何人がご覧になったかわかるのですが、属性についてはそこまで把握はできないシステムとなっています。回答件数は少ないのですが、アンケートで年齢層が把握できた状況です。

吉井委員 : オンラインになるとネットワーク環境があるかないか、能力があるかないか、かなり情報格差が出てきてしまうので、やはりいろんなやり方を試みていくことは必要であるし、アンケートについてもうまくやらないといけないと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。

事務局 : デジタル格差は気にしているところであります。消費生活フェスティバルの実開催に関しては、実際に見ていただくだけでなく実際に体験していただく効果がありまして、WEBだけですと見るだけになってしまう、体験がかけてしまうのが課題であります。こういうところを踏まえて今後工夫していきたいと思います。

朝日会長 : 施策の方向2-2消費者教育推進の担い手の育成と資源の活用の課題としては、オンラインの活用と実開催の効果的な併用についてかなり多くの意見がありました。オンラインに関しては効果がある一方、デジタルデバイドによる情報格差について配慮の必要があることと、今までの資源をお店の話や、SNSの個々の媒体であり、町会などのイベントにきめ細かく活用できる場があるのではないかという意見がありました。他に追加で意見ありますでしょうか。

吉井委員 : 消費生活フェスティバルは実開催を残すべきだと思います。WEBも結構ですけども消費生活フェスティバルの大きな目的は、ふれ合いと考えております。コロナ禍でふれ合いが減ってきています。ふれ合いが大切だと思います。うちの子どもも実開催でやっていたらふらっと連れていけます。一方でWEB会議も使えるツールです。大規模イベントでなく小さな形の語り場を作る。具体的には学校の有志で子どもとの語り場を作るとか地域の人との語り場を作るなどが考えられます。WEB会議の特性上、個人的な感覚ですが10人を超えると会議運営が難しくなると思われ、10人未満1桁の出席者であれば司会の進行次第で、充実したWEB会議できると考えます。ふれ合うことの大切さの実開催とWEB会議の特性を生かした手軽さのメリットなど両方を生かせば、消費生活の分野に触れる方の数を増やせると思います。

朝日会長 : ありがとうございます。大学の授業でもブレイクアウトルームを活用して4人から5人に分けたものを議論とか意見交換ができるのでやってほしいといわれます。お互いに話をした

いと要望があります。個別にふれ合いができるので実開催のハードルを低くすることができるかもしれません。WEBと実開催のつながりもできるかもしれません。ただ、WEB開催を見るだけではなくいろいろな試みがあるのだなと感じました。他に意見はありますか。

赤木委員 : 消費生活フェスティバルに関しては、私は共同主催者の立場として深くかかわっていきまして、最初は生活展という名で昭和43年からスタートし、53回開催されています。その中で、参加団体が増えたり変わったりしてきています。その中で、生活を見直すという意味で、口コミで広まって何回も参加される方が中核となり、クリエイティブホール前でチラシを配って集客し、来場者皆さんにアンケートを書いていただいています。今までのアンケートは年齢層などかなり分析も出来ていますが、今回のWEB開催では、アンケートはパスして閲覧できる方法でしたので約2,400名に閲覧していただいてもアンケートに回答していただいた方は30数名しか意見がもらえませんでした。それなりの人数がないと分析が難しいです。リアル開催の良さは直に目線を合わせて、「こうですよ」と体験ができる。一方でWEB開催は、東京都レベルで動員があったり、名古屋から連絡があったりして全国レベルで繋がれます。

目線を合わせて体験するリアルの良さやWEBの良さをPRに生かすことや報告に生かすことなど、リアルとWEBのそれぞれの良さを連携していくことが今後の課題であります。

朝日委員 : ありがとうございます。情報発信の効果もあるが、課題の担い手の育成を育てるには関与の深さを育てる軸の評価についても開催方法の選択も必要になってくると思います。他に意見はありますか。

渡邊委員 : 3月31日まででフェスティバルが終わって、4月1日には完全に見られなくなっているのでしょうか。

事務局 : ご覧いただくことができない状態です。

渡邊委員 : 権利関係とか経費とかあると思いますが、私も拝見しまして、経費がかからない範囲で、長い期間置いても問題なからうということもあったと思います。せっかく労力を使っているので期間的なところを長くするとか、部分的に残すことも啓発につながるのでは検討していただくとありがたいと思います。

朝日委員 : ありがとうございます。課題2に関してたくさんの意見ありがとうございました。それでは課題3 消費者被害の防止・救済で施策の方向3-1 消費者被害の防止・予防について意見はありますか。

中根委員 : 資料をいただいた時に、大学のサークルメンバーやアルバイトのメンバーに聞いてみたのですが、学生ポータルサイトについて知名度が低いです。講演会も存在を知らないです。当事者意識を持つ、持たせることが大事であります。講演会の名前についての提案ですが、自分自身もサポーターだとわかるように消費生活サポーター養成講座として実施するのはいかがでしょうか。デジタルデバインドについては、ワクチン接種の予約など学生が比較的デジタルに弱い高齢者へサポート入力を手伝ったりすることはすごく効果があると思います。

朝日委員 : ありがとうございます。ポータルサイトは情報発信となりますのでただ受け身ではないことの指摘をいただきました。事務局から何かありますか。

事務局 : これに限らず、市全体の話ですが、いろんな情報を提供しているのですが、果たして届いているか不安です。情報過多の中から情報を選択して自分のこととして当事者意識をもってもらう、当事者意識を働きかける工夫も必要であります。

朝日委員 : 大学はカリキュラムの中では、なかなか難しいですが、学生のインセンティブについて良

いご提案をもらいました。他にありますか。

吉井委員 : 消費者教育の充実については、小・中・高校生の教員に対してアプローチをかけることが重要と考えます。教員に消費者教育の重要性や面白さが届けば、教員自ら自身の生徒らに伝えよう、教えようというマインドになり、総合的な時間や朝礼を利用して生徒らに伝えてもらえずはまずです。教員研修に消費者教育をコマに盛り込んでいただくことがよいと思います。

佐久間委員 : 小・中学生向けパンフレットはありますが、高校生もあるのででしょうか。高校生以上は、行動範囲が広がり、お小遣いやアルバイトもあるのでリスクもあがります。大学生は、新入生ガイダンスの時に学生課から時間を取ってもらって行うなどがいいと思います。

事務局 : 今、市では、小・中学生向け副読本を作成しています。副読本作成前に教員向けにかつて家政学院大学の上村先生の研修を行いました。今後も研修ができるように工夫ができればと思います。小・中学生向け副読本は全国から注目を浴びています。先生方に実際授業で使っていたかないといけませんので、現場の先生で構成する作成委員会があり、私どもが事務局になり年数回開催し改定しています。今後はGIGAスクール構想もありデジタル化にどのように対応していくのか。一方、紙の良さもあるので、現場の先生に相談をしながら進めていきます。令和元年度は、大学へ新入生ガイダンスを実施しました。工学院大学 1,500人、創価大学 1,580人、中央大学は新型コロナの影響で中止となってしまいましたが、創価大学短大や法政大学、明星大学で実績を積んできました。2019年度末から新型コロナの影響により機会を失っております。大学コンソーシアムを通じて、大学の関係者の方に集まっていたいただいて、若者への注意喚起情報のサイトを紹介しました。昨年度末は大学内の学生ポータルサイト、保護者ポータルサイトに注意喚起情報を流すところまでやっております。創価大学は積極的に取り上げていただいておりますが、その他の大学は調査しきれていないのが現状です。

朝日会長 : ありがとうございます。取組みが進まれている、こちらにも新型コロナの影響がありますがご意見いただいたものは、課題に対して共有させていただきたいと思います。それでは、続いて重点課題3 消費者被害の防止・救済についてですが、最初に平湯様の方から最近の被害の状況について情報をいただきたいと思います。

平湯課長 : 八王子警察署で生活安全課長をしております平湯と申します。よろしくお願いたします。特に消費生活の防犯面について参考になればと思います。まず、件数ですが、昨年の警視庁管内東京都内の生活相談は約12万件で前年比5千件減少しております。八王子市内では約4千件となり前年とほぼ同じ変化なしでございます。悪く言えば、それなりの相談トラブルが発生している、よく言えば、相談機関にすぐに相談できていると言えます。最近のトラブルや悪質商法では、ネットで新品を購入したのに中古品が届いた、携帯のアカウントが乗っ取られオンラインショップで8万円購入されていた、屋根の修繕工事について不審な業者が訪ねてきた、自宅に新型コロナのアンケートという不審な電話がかかってきたなどがあります。これらの相談につきまして、まず、事件化できるか犯罪に該当するかどうか判断します。該当しない場合は、防犯カメラの設置、防犯指導や助言、パトロールの強化、しかるべき相談機関につなげます。主に事件化できているものとしましては、詐欺をはじめ、最近では不正アクセス、著作権法違反など、インターネットに関したものが多くなっています。また消費生活に伴って、出てくるごみの不法投棄、廃物法処理違反などがあります。また、警察、市役所等の職員になりすました特殊詐欺、オレオレ詐欺が減りません。八王子市内では毎週誰か1人が被害に遭っています。防犯対策としてチラシやネット、車両広告で予防を実施しています。実際に被害に遭われた方は、車両の広報を聞いたことありますかと聞いたら、ありますと言われます。また、特殊詐欺チラシ見たことありますかと聞いたら、ありますと言われます。犯人からの電話は巧妙で、急かしてくるのですね。そこで被害に遭った後になっ

てハット気づくのです。新型コロナの影響で防犯のイベント等はできませんので、八王子署では、今年度から各課から人を集めてプロジェクトチームを立ち上げまして、毎日戸別訪問を実施しています。一日50件前後で現在6千～7千世帯を回っています。過去に犯人が持っていた特殊詐欺に遭いそうな方の名簿を優先に戸別訪問をしております。いずれも相談窓口は大きく開いて小さなことでも相談を確実に聞いて安心できる市内の消費環境づくりに皆様と一緒に連携し取り組めたらと考えております。

朝日会長 : ありがとうございます。具体的に聞くといろいろありまして被害が減らない状況がわかりました。被害に対する対応について情報をいただきました。ここでの課題認識といたしまして、警察他専門相談、弁護士相談と継続して、被害の救済・防止に努めるとか、新たな消費者被害が後を絶たない中で相談員の研修として専門知識の向上についても言及されています。皆さんご意見ありますでしょうか。

佐久間委員 : 警察の方にお聞きします。金融機関の窓口でよくオレオレ詐欺のストップをかけたと聞くのですが、金融機関の窓口で研修とか行っているのですか。

平湯課長 : はい。金融機関とは約束事をしてしています。100万円以上を引き出す65歳以上の方がいらっしゃいましたらホットラインで警察に電話をもらうようになっています。警察官が金融機関の窓口に行って詐欺ではないですか。と確認しております。未然に防止していただいた行員の方には、後日署長より感謝状を渡しております。警視庁全体で取り組んでいます。

佐久間委員 : 例えば刑事の方が、シミュレーションを抜き打ちで窓口にいらして、犯人役で詐欺に遭ったお年寄りを抜き打ちで、テストを行うことなどありますか。

平湯課長 : 特殊詐欺について金融機関とは行っていません。実際に被害に遭うおそれのある高齢者のご家族で同意が得られる場合のみ、オレオレ詐欺のフリをした電話をかけて注意喚起を行っています。金融機関については、特殊詐欺ではなく、不審物件ということで行員の方には黙って支店長には話を通してはいるのですが、椅子とかに不審なごみ袋を設置して一日誰か気づくか待って、一日誰も気づかず終わる場合が多いですけれども、もし不審物件が爆発したらどうなるかと訓練をしております。

佐久間委員 : 私のお茶の先生が、つい最近、何回も怪しい電話がかかってきたので、息子さんに勧められ、留守番電話を入れるようになったら、大分かかってこなくなってきました。留守番電話を高齢者の方に設置するよう勧めているのでしょうか。

平湯課長 : 勧めています。個別訪問して、留守番電話を設置してください。ということで実施しております。

朝日会長 : 本当に水際のところでいろいろやっていただいていることがわかりました。このところでは自ら相談に行けるところが課題と思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

吉井委員 : 最後に、お金のかかる意見なので市役所の方に言うのは気が引けるのですが、悪質な訪問販売お断りのシールを作成し配布するのが良いと思います。私の家の郵便受けにも貼っているのですけれども、ある日突然ピンポンが鳴って「すみません。私、悪質でないのですけども話聞いてくれませんか。」という人がいて、そのときはすぐに断り帰っていただきましたが、シールが貼ってあるだけでこの家は消費生活に意識の高い家と思う販売員もいると思うのでシールを是非配布していただきたいと思います。街中の郵便受けにシールが貼ってあれば消費生活の意識の高い街と思われると思います。お金のかかる話で恐縮ですが意見として出させていただきます。

朝日会長 : ありがとうございます。具体的な経験に基づいてお話いただきました。事務局の方はいかがですか。

事務局 : かつて、消費生活相談先を記したメモ帳を配布していましたが、悪質商法お断りといった

シールは現在作成しておりません。防犯課のほうでやっているかどうかというところがございます。東京都の方で悪質商法の被害防止ステッカーに名入れをして高齢者見守り講座で配っています。あとは、広報特集号9月15日号の悪質商法でこういうのがありますと載せて配布すると、一週間くらいはうちにもこういうのがあったよと反応の連絡が入ります。各紙面がいかにおもしろいか、自分が関係しているのかということなので今年も頑張っってやっっていくと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。広報に限らずいろいろなところでステッカーを配布したりしているとのことですね。課題の確認についてはこれで終わりにしたいと思います。皆さん多くの意見をありがとうございました。

次に、議題(2)「第2期八王子市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の計画期間延長による追補(案)について」事務局から説明をお願いします。

事務局 : <事務局説明>

本日は時間の都合上、説明のみとさせていただきます。今回の会議で審議いたします。お手元に、消費生活基本計画と資料6と6-②、をご用意ください。現行の第2期八王子市消費生活基本計画及び消費者教育推進計画は今年度令和3年度末をもって5か年を終了し、令和4年度からは次期計画を運用する運びでしたが、計画策定の検討の中で、策定期間について、今後改定される東京都の計画内容や、新型コロナウイルス感染症の終息、目まぐるしく変わる社会情勢を見定めながら、現行計画を2年間延長し、市の新計画を策定することといたしました。また、昨年度いただいた審議会からの意見を取り入れ、現行計画を2年間延長し、新たに生まれた喫緊の課題に取り組むための事業を加えた追補版を作成することといたしました。

それでは、第2期消費生活基本計画及び消費者教育推進計画の計画期間延長による追補(案)について、ご説明します。まず、資料6をご覧ください。計画期間を2年間延長する間、現計画の理念や方針はこのまま継続し、具体的に重要課題の令和5年度までの目標数値と、追補する内容について、審議会での意見を聞きながら、決定してまいります。

計画の理念「安全・安心な消費者市民社会の実現」のため、この2年間で取り組む課題の1つ目に「民法改正により令和4年4月から成年年齢引下げになることへの教育・啓発」、2つ目として「世界規模で取り組む17の目標のSDGsの普及・啓発」、3つ目は「新しい生活様式の必要性が顕著になり、ICTの活用が加速されたことによる「教育現場の教育教材のデジタル化を進めること」がこの2年間に行うべき課題、つまり事業としました。

続きまして、資料6-②をご覧ください。ここでお示ししているのは、審議会でご意見等をいただく追補版の案でございます。表面に「計画の期間」延長についての理由として、計画の見直しで社会情勢の見極めや国・都の計画策定・消費生活行政の方針を取り入るとしたことを述べています。その下に、「計画期間延長による3つの重要課題の目標」の現計画策定時の現状数値があり、令和5年度の目標数値を審議会でご検討していただきます。これについては、事務局で調査した数値や考え方などをお示し、審議会にご意見をいただきます。ページをめくりまして左側をご覧ください。

「計画の体系図」において、3つの事業が当てはまる「施策の方向」との関係を図でお示ししています。いずれの事業も「重要課題2 消費者教育の推進」に位置しており、現状の課題が、いかに消費者教育に直結しているかということが言えると考えられます。この図では、「成年年齢引下げの教育」は「ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進」に、「SDGsの普及」は「公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援」に、「教材のデジタル化」は「効果的な教育資料の開発・活用」に紐づいていますが、この3つの事業は相関関係にもあり、施策の方向、重要課題へたどると、「消費者教育の推進」

と「消費者被害の防止・救済」にも関連しています。例えば、「成年年齢引下げの教育」は、「教材のデジタル化」にも関係し、「教材のデジタル化」は間接的かもしれませんが、「相談・情報提供による消費者被害の防止・予防の強化」に繋がっているとと言えます。このように、3つの事業が与える影響がどのようなものなのかも含めて、次回、第2回審議会ではご意見等をいただきたいと考えております。

最後に右側のページでは、追補として追加する事業の説明、実施所管の案をお示ししています。ここで、お断りとして、このページの中で、タイトルと左側の囲みで「追補」と表記しておりますが、「追補」自体は、この資料6-②すべてを追補版としますので、正しくは「追加」と読み替えていただくようお願いいたします。資料修正が間に合わず、申し訳ございません。続きまして「(2) ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進」のNo.8、事業名として「学生やPTAへの教育・啓発」と記載しておりますのは、資料6の「成年年齢引下げに関する教育・啓発」のことを指しております。これについては、消費生活基本計画、33ページの事業名をご覧ください。基本計画では、「(2) ライフステージや様々な場に応じた消費者教育推進」を構成する事業名は、「ライフステージや場」の対象に応じた事業のくくりであるため、「成年年齢引下げに関する教育・啓発」の「ライフステージや場」としての対象者を「学生やPTA」として、追加する事業名を「学生やPTAへの教育・啓発」(案)としています。この他の2つ事業についても、消費生活基本計画の34・35ページがこの資料のもととなりますので、ご参考にしていただければと存じます。このように、事業名やその内容について、具体的に委員のご意見を賜りながら、第3回審議会では素案をまとめた上で、答申とさせていただきます予定です。

4 報告

朝日会長 : 事務局の説明が終わりました。時間の都合もありますので、審議は今の説明を踏まえ、次回、ご意見や質疑をお願いしたいと思います。次に、議事4「今年度の取組み予定」について事務局からお願いします。

事務局 : <事務局報告>

資料7の裏面をご覧ください。令和2年度の審議会でもいただいた意見書の中で「課題解決に向けて望む取り組み」の中から説明します。

一つ目は「効果的な情報発信」について、市民が興味を持ちやすい情報、必要性の高い情報など、情報の中身や情報へのアクセスもわかりやすくし、発信することで消費生活への関心や対象者がより広がると考える。に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等での啓発が減っているため、非接触型で情報媒体を通じて被害に遭いやすい高齢者の子や孫世代への啓発も強化します。具体的には、国民生活センターや東京都等からの啓発情報を高齢者あんしん相談センターや、保育幼稚園課などにチラシやメールで情報を発信します。また、民間企業との連携として協力を得られるスーパーや生活協同組合店舗へ啓発物の配架を依頼します。また、図書館では消費生活フェスティバルにあわせて関連図書・チラシ・ポスターの展示貸出しを行い、消費者教育に関する図書等の貸出しの周知を図ります。

2つ目は、「成年年齢引下げについての啓発」について、18歳未満の若年者に対して出前講座や動画等を使った働きかけのほか、親の認識も欠かせない要素であるため、家庭(親)への啓発を行うことで、社会全体としての認識が生まれることも望まれる。に対して、契約やエシカル消費を学ぶ中学生に対して、成年年齢引下げやSDGs、キャッシュレス決済について中学生副読本に反映させ理解を深めます。また、大学生や大学生の保護者に対して、動画資料等を各大学の学生ポータルサイトや保護者専用ポータルサイトへ掲載を依頼し注意喚起に努めます。

3つ目は、「消費者自身が考え、行動できる消費生活の環境づくりについて」は、被害に遭わない、遭った場合でも適切な対処が行える、また、社会を取り巻く消費者問題について自ら考え行動できる市民の知識や意識を醸成することを望む。に対して、身近な「食」に関して地産地消や学校では食育としてオリンピック・パラリンピック教育と連携し「世界ともだちプロジェクト」の一環として、世界各国の料理を提供し様々な価値観を尊重する心や豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを育成します。学校給食課やごみ減量対策課では、ごみ減量推進に繋がる食品ロスなどを工夫して周知・啓発します。やり方として教育現場のICT化や情報技術もさらに発展する今後を見据え、実体験とSNS等の媒体による情報発信の両面で工夫した啓発が必要である。に対して、消費者教育副読本については、教育資材のデジタル化を現場の教職員の意見を取り入れて作成します。

朝日会長 : それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となります。進行を事務局にお返しします。

5 閉会

事務局 : 本審議会は、八王子市消費生活条例と規則に基づき開催していますが、その運営にあたっては、本市全体の会議運営の指針である「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に沿って行っております。

指針では、任用期間や併任状況、男女比などを確認するため、参加者名簿を広聴課へ提出し、庁内で閲覧できるようにするとしています。また、会議を設置した場合は、名称や開催の目的、委員名簿等を市のホームページに掲載すること、さらに、会議の終了後は会議録を作成し、当該会議で確認を得て、市ホームページ等で公表しなければならないとしています。

本日の会議要録は事務局でとりまとめ、皆様にご提示して確認をしていただきます。

修正等が出た場合は、必要に応じて各委員にご連絡のうえご確認いただき、会議要録を決定後、市ホームページで公開します。

会長には、審議会進行ありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

次回の会議開催日ですが、8月23日(月)午後2時から教育推進会議と審議会を予定しております。1か月程度前に、改めて文書で通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の審議会を終了とします。ありがとうございました。